

昭和八年

小作爭議調查表

No. 147

(昭和八年十一月分)

(月報香附第一一三号)

場 所	企杖郡企杖町城野	發 生	昭和八年八月十八日
	終 熄	昭和九年十二月十五日	
場 所	關係人員 地主 田行清 去 小作人 清尾市造 (外一人)	關係地 種類面積	五畝二畝十三步
場 所	地主關係 團體 勸農地主組合	關係團體 小作人	日農九州同盟會十倉支部
原 因	小作人清尾市造は昭和七年小作料一俵三斗四升、田村勝彦は二俵三斗九升一合と滞納し地主は再三催促し之を納入、控持せし及土地返還を要し小作料を折込と控持す。		
要 求 事 項	土地色還 滞納小作料 請求		
經 過	口頭条通二回申延し其の申渡 加小作人側より小作料作入申請 し可す。 昭和八年十一月三日以前に四回小作料 を納入し、七、八年度は三割減、九年は半減、 永久三割減と主張し、地主は八年 度は二割減、時止一俵一合減とし 地主作入不均増減等し、地主は し難し、小作人は九年三月三日 才四回要金を反納せし、下下り 昭和九年十月七日、引上り 遂に小作人の敗訴し、 十月三日自地代貸契約を履行す。		
結 果	差押物件代金折込費用計 百九十九圓七角五分を支拂ひ 解決		

財團協調會福岡出張所

備 考	結 果
	平均四割五分減額す